



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1149	一般競争入札による落札者の決定	(総合防災課).....	1
1150	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1151	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課).....	2
1152	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	4
1153	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
1154	道路の供用開始	(道路保全課).....	5
1155	道路の区域変更	(").....	5
1156	道路の供用開始	(").....	5
1157	道路の区域変更	(").....	6
1158	道路の供用開始	(").....	6
1159	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6
1160	土砂災害警戒区域の指定	(").....	7
1161	"	(").....	7
1162	"	(").....	8
1163	"	(").....	8
1164	"	(").....	8
1165	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	9
1166	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
1167	和歌山県収納員証の無効	(会計課).....	10

○ 公安委員会告示

40	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	10
----	--------------------------------	-------	----

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	12
--	---------------	--------------	----

○ 監査公表

	監査公表第20号	13
	監査公表第21号	13

告 示

和歌山県告示第1149号

防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

防災情報システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県防災情報システム再構築等・NEC/NECAPコンソーシアム
(代表) 東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
(構成員) 東京都港区芝五丁目29番11号
NECキャピタルソリューション株式会社
- 5 落札金額
327,065,004円（うち消費税及び地方消費税の額15,574,524円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年5月24日

和歌山県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーション花ごよみ	橋本市東家5丁目3番12号 HAYASHIビル204号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.8.15
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所花ごよみ	橋本市東家5丁目3番12号 HAYASHIビル204号	居宅介護支援事業	平成25.8.15

和歌山県告示第1151号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
301000055	介護老人福祉施設虹	日高郡みなべ町埴田1450-1	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養	社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田1450-1	平成25.7.1

			(チューブの接続及び注入開始を除く。)			
301000056	ケアセンター 神前	和歌山市神前203-2	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	ケアマネジメ ント株式会社	和歌山市神前182-1	平成 25.7.1
301000057	ビンセント療 護園	和歌山市今福3丁 目5番41号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 愛徳園	和歌山市今福3丁 目5番41号	平成 25.8.1
301000058	特別養護老人 ホーム吉備苑 ショートステ イサービスセ ンター	有田郡有田川町奥 222-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 昭仁会双苑	有田郡有田川町奥 222-1	平成 25.8.1
301000059	特別養護老人 ホーム紀三井 寺苑	和歌山市紀三井寺 560-2	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 (チューブの接続及び注 入開始を除く。)	社会福祉法人 紀三福社会	和歌山市紀三井寺 560-2	平成 25.8.1
301000060	社会福祉法人 真寿会 真寿 苑(短期入所 生活介護)	田辺市神島台6番1 号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 真寿会	田辺市神島台6番1 号	平成 25.8.1
301000061	社会福祉法人 真寿会 第二 真寿苑(短期 入所生活介 護)	田辺市神島台6番1 号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	社会福祉法人 真寿会	田辺市神島台6番1 号	平成 25.8.1
301000062	障害者支援施 設リハビリ橋 本(生活介 護)	橋本市柱本22番地	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成 25.8.1
301000063	障害者支援施 設リハビリ橋 本(施設入所 支援)	橋本市柱本22番地	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成 25.8.1
301000064	障害者支援施 設リハビリ橋 本(短期入 所)	橋本市柱本22番地	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 ゆたか会	橋本市柱本22番地	平成 25.8.1
301000065	軽費老人ホー ムケアハウス 博愛みちしお	日高郡日高町阿尾 646番地	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 博愛会	御坊市名田町野島 1番地9	平成 25.9.1
301000066	特別養護老人 ホームカルフ ール・ド・ル ポ印南	日高郡印南町山口 150-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	社会福祉法人 同仁会	日高郡印南町山口 150-1	平成 25.9.1

301000067	特別養護老人ホームカルフール・ド・ルポ印南(短期入所生活介護)	日高郡印南町山口150-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山口150-1	平成25.9.1
301000068	ケアセンターひまわり(訪問介護)	田辺市高雄三丁目8番17号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	有限会社三幸	田辺市高雄一丁目12番16号	平成25.9.1
301000069	ケアセンターひまわり(居宅介護)	田辺市高雄三丁目8番17号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	有限会社三幸	田辺市高雄一丁目12番16号	平成25.9.1
301000070	ケアセンターひまわり(重度訪問介護)	田辺市高雄三丁目8番17号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	有限会社三幸	田辺市高雄一丁目12番16号	平成25.9.1

和歌山県告示第1152号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット屋形店
和歌山県和歌山市屋形町4丁目29番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 変更した年月日
平成25年6月23日
- 届出年月日
平成25年9月3日

和歌山県告示第1153号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年9月9日から同年12月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市の一部

和歌山県告示第1154号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字下墓尾107番3地先から同町動木字下墓尾109番5地先まで (ただし、関係図面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成25年9月13日

和歌山県告示第1155号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字出字鳥井戸 312番7地先から同町大字出字鳥 井戸330番1地先まで	旧	4.82 } 11.27	206.00	鳥居戸橋 L=11.7
同上	新	4.82 } 11.27	206.00	鳥居戸橋 L=12.4

和歌山県告示第1156号

次のように道路の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字出字鳥井戸312番7地先から同町大字出字鳥井戸330番1地先まで

供用開始の期日 平成25年9月13日

和歌山県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市北涌字下河原473番9地先から同市北涌字下河原500番16地先まで	旧	5.20 } 11.85	209.80	
同上	新	10.16 } 13.15	209.80	

和歌山県告示第1158号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 紀の川市北涌字下河原473番9地先から同市北涌字下河原500番16地先まで

供用開始の期日 平成25年9月13日

和歌山県告示第1159号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

添野川地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱8号と9号を結ぶ線は町道添野川日置川線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	古座川町	添野川	栗原平	210番	
2号	〃	〃	〃	中村東平	1531番	
3号	〃	〃	〃	〃	1533番	
4号	〃	〃	〃	〃	1533番	
5号	〃	〃	〃	〃	1533番	
6号	〃	〃	〃	〃	1534番	
7号	〃	〃	〃	〃	1534番	
8号	〃	〃	〃	〃	1534番	
9号	〃	〃	〃	栗原平	230番1	
10号	〃	〃	〃	〃	213番	

和歌山県告示第1160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
九度山（137）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
敷地（8）、古向（6）、峯手（7）、白谷（38）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
須川 (267)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
中村 (44)、二川 (23)、河南 (91)、栗林 (43)、西原2 (45)、小峠 (46)、大月 (21)、上湯川 (24)、楠本 (18)、宮本 (19)、西原 (20)、北野 (52)、西谷 (90)、楠本2 (493)、沼 (17)、宮本谷 (50)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

入谷(7-407-1-020)、入谷川左支溪(7-407-1-021)、有田-001(7-407-1-022)、西地谷(7-407-1-023)、内込谷川(7-407-1-025-1)、内込谷川(7-407-1-025-2)、大山川小右支(7-407-1-026)、大山川小右支(7-407-1-027)、有田川小右支(7-407-2-035)、有田-002(7-407-1-031)、有田(2)・有田西地(I-1726)、和田地(I-2343)、大山口(I-2347)、大山口(I-4544)、大山口(I-4546)、有田(7)・有田貝岡東(I-4548)、大山口(II-7254)、有田(206)(II-7571)、有田(301)(III-4208)、有田(302)(III-4209)、有田(304)(III-4211)、有田(305)(III-4212)、有田(306)(III-4213)、有田(103)(II-70032)、有田(104)(II-70033)、有田(105)(II-70034)、串本(1)(I-1743)、ココリ谷・岡ノ鼻(I-1744)、串本(103)(II-70037)、串本(104)(II-70038)、串本(105)(II-70039)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宇津木谷(7-424-1-039)、宇津木下谷(7-424-1-040)、宇津木上谷(7-424-1-041)、古座川左支溪(7-424-1-042)、本谷(7-424-1-026)、古座川左支溪(7-424-1-028)、一雨谷(7-424-1-029)、古座川左支溪(7-424-1-030)、宇津木(I-1831)、宇津木(2)(I-1832)、宇津木(3)・宇津木(I-4600)、宇津木(201)(II-7489)、宇津木(II-7490)、宇津木(203)(II-7493)、宇津木(204)(II-7494)、宇津木(301)(III-4330)、明神上地(I-1804)、明神(I-1805)、明神(2)(I-4587)、明神(201)(II-7483)、明神(202)(II-7484)、明神(101)(II-70035)、明神(102)(II-70036)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3224	岩出市安上字前田186番1の一部、187番1の一部、188番の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 25.8.30	6.00	94.13
				6.00	22.73

和歌山県告示第1167号

次の和歌山県収納員証は、亡失のため無効としたので、公告する。
平成25年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

収納員証番号 税外No. 2577

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第40号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。
平成25年9月13日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

平成25年12月5日（木）午前10時から午後4時まで

3 審査場所

和歌山県岩出市高塚513番地
有限会社岩出カースクール

4 定員

合計20名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則

（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申出期間

平成25年10月23日（水）及び同月24日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

9 審査を希望する者の手続

(1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

(2) 事前申出時の注意事項

ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。

ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。

エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。

カ 上記の手続を経て、受付番号を取得した審査希望者を審査予定者とする。

10 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成25年10月29日（火）及び同月30日（水）の2日間の各日とも

午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

上富田町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

上富田都市計画下水道（上富田町公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年8月19日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成25年8月19日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 平成24年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果97.4%で0.3ポイント増加し、平成24年度末の収入未済額は、約10億7,566万円と約1億3,492万円減少している。

個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約71%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

イ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注所属の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成25年8月20日及び同月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月13日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社 和歌山県土地開発公社 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会	平成25年8月20日 " 平成25年8月22日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成24年度末の借入金残高は、約127億2,000万円と前年より約9,000万円増加している。造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方で、近年の木材価格は低迷しており、経営環境は非常に厳しい状況にある。

今後とも、全国の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴公社が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

イ 和歌山県土地開発公社

宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

(3) 検討事項

和歌山県土地開発公社

和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成24年度に住宅の分譲地として、新宮蜂伏団地（12件）が売却されるなど努力されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。

また、その他の土地についても早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方途を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。